

## 高知県宿泊施設等省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県宿泊施設等省エネルギー設備投資支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者とは、県内に施設及び事業所を有する「宿泊事業者」「観光事業者」「体験事業者」のうち、別表第1に定める原油価格・物価高騰等の影響を受けた中小企業者をいう。
- (2) 中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人をいう。
- (3) 宿泊事業者とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、別表第2に定める対象外施設を除く。
- (4) 観光事業者とは、旅行者が観光の目的で、毎年一定数訪れている又は訪れると推定される以下の施設を運営する者をいう。ただし、別表第2に定める対象外施設を除く。
  - ア 歴史的資料、科学的資料若しくは、美術作品を展示している博物館又は美術館
  - イ 動植物を飼育展示している動植物園又は水族館
  - ウ 特徴的な概念（テーマ）を表現し、見学、体験するためにつくられたテーマ施設
  - エ その他、知事が必要と認める施設
- (5) 体験事業者とは、高知県の自然や産業、歴史文化、暮らし等の資源を生かしてつくられた体験プログラム（アウトドアでの体験だけでなく、屋内で行う体験プログラムを実施する者も含む。）を観光客等に提供する事業者で、高知県体験プログラム安全管理ガイドラインに沿った取組を実施する者をいう。ただし、別表第2に定める対象外施設を除く。

### (補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、原油価格・物価高騰等により経済的な影響を受けた県内に宿泊施設等を持つ中小企業者における省エネルギーの推進を目的とした設備・機器の更新を支援するため、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業の対象は、補助事業者が省エネルギーの推進を目的として施設及び事業所等で使用する設備・機器の更新を行う事業とし、要件は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第4に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第5に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第5に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、原則として、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第2号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 県税の納税義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。
- (8) 補助金の対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。また、必要に応じて知事と事前に変更内容について協議すること。
- 2 知事は、前項の規定による補助事業の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(実績報告等)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに、別記第 4 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 1 項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。なお、補助金の交付の決定額と確定額が相違する場合は、当該補助事業者へ通知する。

(財産の処分の制限等)

- 第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の施設財産、機械及び器具等（以下この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
  - 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第 5 号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに第 9 条の実績報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第12条 知事は、第7条第3号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業により取得した財産を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、別表第5に該当した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(遂行状況の報告)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日より施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 5 号及び第 6 号、第 11 条から第 12 条まで並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 5 年 9 月 8 日より施行する。

別表第1（第2条関係）

次の（1）又は（2）に該当すること

- （1）「原油価格高騰等以降の事業年度」※1と「原油価格高騰等以前の事業年度」※2を比較し、売上高の5パーセント又は営業利益額の7.5パーセント以上の減少が認められること。
- （2）原油価格・物価高騰等（令和4年1月）以降の連続する12月間のうち任意の3月と、原油価格・物価高騰等以前（平成31年1月から令和3年12月まで）の3月とを比較し、売上高の5パーセント又は営業利益額の7.5パーセント以上の減少が認められること。

※1 令和4年4月30日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度とする。

※2 令和元年12月31日から令和3年12月31日までに事業年度の終了の日を迎える事業年度とする。

別表第 2 (第 2 条関係)

補助対象外施設	
宿泊事業者	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設 (2) 地方公共団体等が所有する公共施設(指定管理者へ管理運営を委託するものを含む。)
観光事業者	(1) 宗教活動を目的とした施設 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設 (3) 小売店、飲食店、遊興施設、遊戯場等地域住民による日常的な利用がほとんどを占めると考えられる施設 (4) 地方公共団体等が所有する公共施設(指定管理者へ管理運営を委託するものを含む。)
体験事業者	地方公共団体等が所有する公共施設(指定管理者へ管理運営を委託するものを含む。)

別表第3（第3条関係）

補助対象事業の要件
補助事業実施前後における設備・機器のエネルギー使用量を申請（更新）設備・機器合計で10パーセント以上削減できる計画を策定すること。

※設備・機器メーカー又は納入業者等によるエネルギー消費量の証明が必要。

別表第 4 (第 4 条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
以下の設備・機器の購入、据付等に要する経費 (1) 照明設備 (LED照明設備等) (2) 冷蔵・冷凍設備 (冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース及び製氷機) (3) 給湯器	補助対象経費の 3 分の 2 以内	100 万円以内 ただし、下限 10 万円とする。

※上記に必要な配管・配電等の工事費及び設置搬入費等を含む。

※補助対象経費は事業実施のために必要な経費とし、事業実施に直接関係のない経費及び既存設備の撤去費用並びに汎用性があり、目的外使用になり得る備品の購入費、建屋の新築・増改築等の費用並びに不動産の取得に係る経費及び賃借料及び公租公課は、補助対象外とする。また、中古品及び自社で製造する製品も補助対象外とする。

※事業活動で使用する設備・機器で、県内の施設・事務所等へ設置するものに限る。

※自宅兼事務所等に設置する場合は、設置場所が居住部分と事業部分と明確に分離されている場合の、事業活動で使用する部分に限る。

※算出された補助額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

※自然災害、感染症の影響等、補助事業者の責めに帰さない事由があると知事が認める場合は、実績報告時に補助金確定額が下限額を下回る場合であっても設置済みの設備・機器については補助対象とする。

別表第5（第6条、第7条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。